

公共工事の発注状況と
工事の進捗状況について



坂本節議員

Q 全工事予定価格と落札金額の差額合計額。

十八年度事業で、未発注の場所と件数、全事業金額。

完成した工事件数と金額。

工事中の箇所別進捗状況と完成の見通し。

発注が不調となった件数と事情。

災害復旧工事は早期着工完成が望ましいが、できなかつた事情についてそれぞれ問う。入札は一般競争と指名競争では、いずれが市に有利か、問う。

前田財政課長

A 財政課で行った入

札の予定価格と落札金額との差額の累計は、二月末現在で、三億五千二百七十一万九千円である。未発注分の場所と予算額は、一般会計第六号補正予算書第二表繰越明許費補正を参照いただきたい。建設工事の契約件数は百四十六件で、契約金額は二十四億二千六百七十五万七千円である。財政課は入札から契約

までが担当であるので、工事の進捗状況は掌握できていない。十三件が不落となったが、ほとんどが今年一月以降の災害復旧工事に関する入札である。不落の主要因は、入札件数の多さと工期の集中にある。災害復旧工事は、財源を国・県の補助金に頼っている。国・県の査定を受ける必要から、制度上早期着工は難しい。市は、現在指名競争入札を基本としている。



物部川濁水対策について

坂本節議員

Q 行政連絡会で県は、検討会を設置して濁水の発生源対策と、貯水池対策「ダムから濁水を出す」ことに分けて考えているといったが、その方策の進捗は。

予防治山工事はできないというが、災害が発生すれば放置はできない。発生前にするか、後にするかで効果は大差となる。濁水防止対策には、予防治山工事が最良策だ。実現へ運動を展開するべきでは。

門脇市長

A 物部川濁水問題は、今、県の物部川濁水対策検討委員会の中で発生源対策と貯水池対策についての取り組み検討が行われている。

発生源対策としては崩壊箇所の早期復旧はもとより、間伐等による森林保全、崩壊工事箇所での濁水流出対策、河床堆積土砂の取り除

きなど具体的対策が進んでいる。また貯水池のゲートの操作により表面取水運用から濁水発生時の中低層からの取水を行うなど濁水の早期排水に取り組み検

討がされている。予防治山工事についてはその効果は認められて、財政的負担からして市単独では不可能であり、国・県の援助が必要である。今後も地域の実情と事業の重要性を機会あるごとに訴えていく。



急がれる濁水防止対策（永瀬ダム）

「品目横断的経営安定対策」
農家への影響は



片岡守春議員

Q 今、農村では多数の農家を政策の対象から排除する安倍内閣の「農政改革」が動いている。政府の農政改革の中心である「品目横断的経営安定対策」はごく少数の大規模経営だけに支援を集中し、それ以外は対象にしない。これまでの農政のあり方を根底から覆す政策である。地域で農業を担っている人、農業を続けたい人たちが排除し、国内農業を一層衰退させるのではないかと。本市の認定農業者、農業団体の現状はどうか。対象から排除される農家への影響を、問う。今回、農地、水、環境、保全向上対

策が新たに盛り込まれている。本市の今後の対応を問う。

宮地農政課長

A 現状は面積要件を満たす農業者は四名と少なく、特定農業者団体はいない。香美市基本構想の内、特例により農業所得の概ね三百万円以上の二分の一以上を確保し、対象品目の収入規模のいずれかが全体の概ね三分の一以上であれば加入できるとしている。今までの生産調整実施者には産地づくりや集荷円滑化対策も継続し、排除される農家数でなく、本市のような対象品目が限られる園芸産地では新しい所得補償の品目横断的経営安定対策の加入対象者が少ない。

また「農地・水・環境」保全向上対策は、十八年度にモデル事業を行い、様々な課題が

あった。国・県の方針がほぼ決まった時点で広報にて相談窓口を知らせ、地域の動向に対応している。

住宅密集地での火災の教訓は

片岡守春議員

Q 去る二月二十一日午前一時頃、百石町二丁目で火災が発生した。三時間十五分後に鎮火した。団員のご苦労に感謝する。消防本

部の近くなのに「消火に手間取ったのでは」との声を聞く。燃焼物が多くあったと思われるが、鎮火までに時間を要したのは何故か。「水の確保が充分であったら類焼は防げた



新農政の影響は



のでは」との声がある。水は充分であったのか。町内の住民は不安を覚えている。住宅密集地での火災を教訓に消火栓の配置や防火水槽等、今後に備えて見直すべき点があるのではないかと。対応を問う。

竹村消防長

A このたびの火災により被災された方々にはお見舞いを、また消火活動等にご協力いただいた近隣住民の方々、消防団各分団の団員の方々には感謝を、それぞれ申し上げたい。

当該火災は、現場到着から一分後には放水

を開始。約一時間三十分で火災は鎮圧した。しかし、火災現場は大量の燃焼物が折り重なり、それらを一枚ずつ剥離しつつ消火活動を行わなければならなかったため、鎮火までに相当の時間を要した。水利の確保はできており、消火活動に支障はなかった。水利統制による水利の分散は時間的経過による消防活動の一環である。住宅密集地での火災のみならず、あらゆる状況下での火災や自然災害等に対する即応力、戦略的な活動を的確に実行できるように日々訓練を行っている。

障害者控除、市民に周知徹底を



久保信彦議員

Q 障害者控除は、納税者本人や扶養家族などが障害者の場合、所得税・住民税の所得控除ができるものである。障害者手帳が無くても、六十五歳以上の高齢者で「障害者に準ずる人」は、市長の認定で控除を受けることができるが、自治体によって「寝たきりでなければダメ」などと、認定申請を窓口で拒否されるなどの問題が起きている。このことについて、いけないことだと尾身財務大臣も認めているところである。障害者控除の対象と認定されれば所得が百二十五万円以下の人は住民税が非課税となる。

また、同居する扶養家族が特別障害者控除の対象と認定されれば、納税者本人の所得から七十五万円、住民税で五十三万円を差し引くことができる。香美市は住民に知らせていないが周知徹底をせよ。

高橋税務課長

A 税の所得控除については、障害者控除のほかにも、社会保険料控除・生命保険料控除・配偶者控除・扶養者控除・医療費控除などいろいろな項目がある。申告書と一緒に送付している申告の手引きによって、全般の周知を図りたいと考えている。

ダム周辺整備環境事業、もとと戻せ

久保信彦議員

Q 旧香北町の時には、一部負担金はいらなかったが、十九年度から負担金があることになったと聞く。

「もし負担金が要るようになったら、その負担は地区住民にかかることになり、地区での整備ができなくなってしまう。今まで通り負担金なしで続けてほしい」との要望が寄せられている。旧香北町の時のように、もとに戻せ。

宮地農政課長

A この交付金の使途については多くの公共施設整備に活用してきた経過の中、物部町、香北町では農業用施設整備について負担金は徴収していなかった。土佐山田町では公平負担の考慮から、高知県補助事業等とほぼ同様

教育関連について



矢野公昭議員

Q 人間の持つ多種多様な能力を見つけ出し、正當に評価し、それを伸ばしてゆく。これが教育の基本だと思いが、今学力だけが教育であ



の10%負担で実施してきた。合併協議で調整し、一年間は負担徴収なしとした。十九年度以降実施する受益対象が限られる農道・農業用排水路・土地基盤整備等については香美市分担金条例に基づき、原則補助事業と同等の負担により進めたい。財源等の制約からも多くの効果をあげるためにも理解いただきたい。

るかのような完全に誤った考えが社会に浸透している。十人十色の教育でなく、一人十色の教育を行うべきである。いろんな能力を見つけ評価し、伸ばしてゆくための取り組み方針を問う。

基礎学力は大事ではあるが、それ以前に人間形成の教育が必要であると考える。学ぶ者としての謙虚さ、社会の中でのルールとマナー、その責任、これ等は家庭・地域・学校の連携の中でどのように教えているのか。また最近家庭教育に関連して親の教育が言われたが、この件について教育長の見解を問う。目まぐるしく変わる教育改革に現場教師は困惑している。またその場のぎでなく、長く取り組んでゆける政策を出してほしいと言っているが、本市の現状と今後の取り組み方針を問う。

原教育長

A まちづくりは人づくりからと自負して教育行政に取り組んでいる。就学前教育・学校教育・社会教育を通して年齢を問わず市民一人ひとりが学びを楽しむ人生を送れるよう施設設備はもとより、学ぶ機会や方法の充実を図る。自尊感情を育成し、他者との共生を喜ぶ心身ともに健康な人づくりを目指したい。

本年度の香美市学校教育重点目標の一つに家庭教育の再生・向上をあげ、食育を中心に学校と家庭が連携をとりながら、子どもの生活習慣の確立に取り組んでいる。学校では、道徳教育の見直しをすすめている。

教育改革の推進に当たって大事なことは教職員の意識改革であり、それには風通しの良い職場と教育委員会でないければならない。旧三町村の融和を図りながら教育行政に当たる。

国の政策について

矢野公昭議員

Q 最近の政策は地方軽視、中央主体となっているが、ほとんどの政策において条件の違う各地方に、全国一律の政策を地方にいない者、地方を知らない者が立案し施行している事に対し、地方の長としての見解を問う。

門脇市長

A 地方側から見ると国政に対して抵抗を感じることもあるが、地方分

権の流れの中で国と地方の関係は上下関係から対等の関係へと見直しがされている。今後地方の持つ裁量権は確実に広まっていくと考える。その事から地方の果たすべき役割は一層重要になり、その責任もおのずと重くなる。その役割を果たすためにも住民と直結した行政を預かる市町村は自らそれに耐える能力を身につけ、地域が自立してゆく力を養うことが今求められている。

賑わいあふれる「日曜市」



比与森光俊議員

Q 今年四十周年を迎

える「日曜市」は、市民から親しみ愛され、賑わいある「日曜市」を目指し営業努力に努めている。本市として「日曜市」「ふるさと市」の将来像を、どのように考えているのか問う。

市外からのお客さまから、市内観光地への

アクセスを尋ねられる。「日曜市」に観光パンフレットの設置を求める。その考えを問う。

高橋商工観光課長

A 四十年の長きにわたり、親しみのある「日曜市」の運営に対し感謝する。食材をはじめ、あらゆる掘り出し物で賑わい、本市内外の人々が触れ合う場として、交流、情報交換等の拠点としても地域の活性化に大きな役割を果たしている。

今後も組合員の皆様には歴史ある日曜市を絶やすことなく継続し、顧客のニーズに添った運営をお願いしたい。

本市としてもガイドブックで掲載するなど、物産販売や観光面でも紹介し応援する。

観光パンフレットの設置については、早速入り口付近と中央の休憩所に置き配布していただくこととなった。

教育水準の質の保証と向上

比与森光俊議員

Q 教育水準の質の保証と向上を目的とした、「学校評価のシステム構築事業」の指定を受け、取り組む市教委の姿勢には賛辞を送る。その一方、教職員の精神的・肉体的な負担も多大ではないかと思う。

児童・生徒たちに対し、教育指導・生活指導が希薄になりはしないか危惧する。学校評価システム導入に際し教育長として、教職員に対し、どのような指導に心掛けているのか問う。





原教育長

A 「学校評価システム構築事業」については、一般の教職員には負担はかかっていない。学校運営は教育計画に基づいて行われている。その中の六項目の教育活動について評価項目を設定し、資料をもとに学校が自己評価し、それを外部評価委員が評価していただき、さらにそれを運営委員会で検討していただく。

で、来年度の学校運営に活かしていく。自己評価書やその他の資料の作成は、主に校長が担当したと思う。補佐役の教頭や教務主任などは大変だったかも知れない。平素の教育活動を教職員は、より緊張してより真面目に取り組んだと考えられる。それは、児童、生徒に日々反映されるので、この事業を受けたことは良かったと思っ

会計改革はどうなる



門脇二三夫議員

は責任ある行財政運営が求められる。こうした時代の要請から、行政も市民に対して、財政状況をもっとわかりやすく提示する必要がある。本市もバランスシート等の財務諸表を作成するべく、平成十九年度当初予算案に作成委託料を計上している。

山間地域への定住策は

門脇二三夫議員

Q 景気が回復しているとはいえ、地方は都市との格差が大きくなって苦しい生活をしている。特に、若者が一戸建て住宅を手に入れるのは、大きな負担となっている。

秋田県森吉町は永住を希望する勤労者に宅地を一定期間無料で貸し付け、期間を過ぎた人に、造成費程度の価

格で売却している。そこで、繁藤わかふじ団地や物部町堀田に計画している団地について、本市でもこうした方法は考えられないか問う。

門脇市長

A 繁藤わかふじ団地は過疎対策の一環として若者定住を図り、地域の活性化にむけて高



団地予定地（物部町堀田）

速道路建設の残土を利用して造成されたものである。当初は分譲条件のハードルも高かったが、現在分譲条件の緩和を行うと共に、宅建協会と協定を結び分譲希望者へのPRに努めている。しかし、現在まで一区画のみの分譲となっている。このような現状から、提案いただいたことも含め、物部町堀田地区の計画についても今後十分に協議、検討をしてゆかなければならない。

前田財政課長

A 地方分権の進展に伴い、地方公共団体に

保護者に聞かれた
就学援助制度にた



山崎龍太郎議員

Q 経済的格差が教育の格差に繋がる今日、本制度の充実は大切な子育て支援策である。以下について問う。
① 援助率は県内平均

和田学校教育課長

A **①** 現在の就学援助対象者は、百九十九

で約一八％、本市の現状を問う。
② 所得上限について、具体的数字で回答を。
③ 申請方法、件数、認定不可の理由と件数。
④ 制度の周知は具体的内容にて、保護者全世帯に知らせる必要がある。改善策を問う。



人であり、全児童生徒数の一〇・三％となっている。

② 所得上限については、算定するうえで世帯員数、世帯員の年齢、小中学生の人数、控除、加算等により変わってくるので一概に言えない。
③ 申請書に所得課税証明等を添えて当該児童生徒が在学する学校の学校長に提出し、学校長は意見を付し、教育委員会へ提出する。認定されている者は、約二百人であるが、基準判定等により認定不可となるケースも数件あった。
④ 現年受給者については、学校を通じて保護者に文書で通知する。その他の方には、お知らせ広報に案内を出している。今後については、よりよい方向で周知できるよう検討していく。

一方的、
税務行政の改善を

山崎龍太郎議員

Q 納税相談は地域循環方式、各支所での指定日対応、本庁対応だがまだ市民の不満は多い。期間中の支所での常駐体制、高齢者に親切な対応など今年の現状からの改善策を問う。

高橋税務課長

A 納税相談は、税務課職員七名で行っており、土曜日も行っており、土曜日も行っており、土曜日も行っている状況である。支所への常駐等、今以上の体制は困難であるが、今年状況が踏まえ改善できる点は検討したい。

昨年「償却資産の申告について」の文書及び申告書等が法人事業所に一齐に送られて来た。総務省の通知の内容は、**①** 税務署との速やかな協議、**②** 既申告者、未申告者の照合と調査、**③** 未申告者への指導強化となっている。取り組み状況と今後の対応を問う。また、対象事業所中の申告件数、未申告者への罰則を含めた対応を考えているか問う。

りにくいとの意見が多数であった。独自の引き作成について問う。

協議の上行った。今後も適正な把握に努めたい。返答のあった件数は、二百件強で現在も返答がきている。罰則については、現在は考えていない。調査権については、地方税法第三五三条、第四〇八条による。

償却の手引きについては、(財) 地方財務協会が作成している手引きを使用しているが、他市町村が使用している手引きで、分かりやすい手引きがあれば、参考にして今後分かりやすい手引きの作成を検討したい。



生きる力を身に付ける教育を



島岡信彦議員

Q 本市においては、それぞれの学校が独自の教育目標を掲げ、創意工夫をし、教育の質の向上に努めている。子どもたちは、その成長過程において悩みや課題と向き合い、自分の力や、周りの支えをもとに、生きる力を身に付けていくことが重要である。不登校、いじめ等課題のある児童への本市としての教育の基本的な方針を問う。

原教育長

A 不登校、いじめ等の課題については、見えにくく、学校の対応が悪くて長引き深まることもある。いじめを

見抜くための意識調査やアンケートを実施するなどして気をつけているが、十分対応できているとは言えない。不登校については毎年減少傾向にある。今年は中学校で昨年より若干増え、小学校で減少している。最終の集計をしていないが、現在のところ三十人にはならないようで、昨年とほぼ同じと思う。新天地での教育を求めて大柘中学校や繁藤中学校へ市内外から転校して来る傾向もある。不登校、いじめ等については、教育支援センター（ふれんどるくむ）を中心に関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めている。大切なことは、学級担任が足でかせぐ教育を実践することである。

子どもの体力向上は

島岡信彦議員

Q 体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組み意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっている。しかし



アンパンマンミュージアム（香北町）

最近の子どもを取り巻く環境は、スポーツの重要性を学力と比べて、軽視する傾向があり、日常生活において身体を動かす機会が減っているように思われるが、子どもの体力向上についての取り組みと、今後の対応を問う。

和田学校教育課長

A 子どもたちの体力は、全般に低下している。跳ぶ力、投げる力等の低下が見られるし、県平均と比べて体位が小さい学校も見受けられる。

陸上大会、水泳大会、相撲大会等に参加することにより、年間を通してスポーツに親しむ機会をつくっていく。休み時間にはできるだけ運動場に出て遊んだり、手軽なスポーツを楽しむような環境づくりについて、学校とも協議していかねばならない。

また、市では「早寝、早起き、朝ごはん」をスローガンに、しっかりとした体力をつくるため、基本的な生活習慣の確立、食育に力を入れて推進している。今後とも、スポーツや食育を推進しながら子どもたちの体力向上を図っていく。

議会を傍聴してみませんか

議会には定例会と臨時会があります。次の定例会は6月の予定です。

記名・公表はやめて！
学力テスト



大岸真弓議員

Q 四月に行われる学力テストは、答案用紙に学校名や、組・氏名などを記入し、教科だけでなく、生徒のプライバシーに関する調査が行われる。調査は

「家に本が何冊あるか」「家族に大切にされているか」「塾に週何日通っているか」など、家庭環境や生徒の内心に関わる内容も含み九十三項目にも及んでいる。個人情報保護法や、プライバシー権をも侵す大問題だ。以下について問う。

② 保護者や、児童・生徒に説明しているか。また、家庭状況調査への回答を拒否できるのか。

学校へも回してある。それを活用して保護者や児童、生徒への説明書を設置者の教育委員会として配る予定である。

原教育長

A 業者への委託については「教育委員会や学校等への負担の軽減、迅速かつ客観的な採点の実施などの観点から行う」と文部科学省から説明を受けている。

記名は、実態の正確な把握という意味で必要だと考える。調査結果の公表については、学校の序列化等につながることは避けたい。

公契約条例の制定を

大岸真弓議員

Q 自治体の発注する公共工事や委託事業が、地域経済の活性化につながるようにとの立場から、以下の取り組み

① 公契約条例制定の検討
② 公正・適切な賃金・労働条件が保障されるよう契約業者への指導

前田財政課長

③ 入札の際、価格だけでなく、技術力や障害者雇用などの政策課題を評価基準に加えることや「低入札価格調査制度」を設けること。

A 公契約条例とは、どのようなものか勉強をしたい。制定については内容を把握した後、必要か否か検討・判断したい。賃金・労働条件の保障は、国の役割であると認識している。現在



公共工事の適性化を

の状況で、国以上の指導を市単独で行うことは難しい。質問の政策入札や低価格調査制度のことは承知していないが、質問の趣旨に似た制度として、価格だけでなく品質などを加味した総合評価方式による入札制度が、近年実施されつつある。本市はまだ未採用であるが、提案の制度も含めて、新しい入札制度の研究には、前向きに取り組んでいきたい。